令和７年８月２２日

令和７年８月鳥取県西部広域行政管理組合議会臨時会議案

令和７年８月鳥取県西部広域行政管理組合議会臨時会議案

目　　次

議案第１２号　専決処分について（令和６年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予算（補正第５回））

議案第１３号　鳥取県西部広域行政管理組合職員等の旅費に関する条例の制定について

議案第１４号　鳥取県西部広域行政管理組合一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第１５号　工事請負契約の締結について

議案第１６号　財産の取得について

議案第１７号　財産の取得について

議案第１２号

専決処分について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条において準用する同法第１７９条第１項の規定により次のとおり専決処分したので、同法第２９２条において準用する同法第１７９条第３項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。

令和７年８月２２日提出

鳥取県西部広域行政管理組合

管理者　米子市長　伊　木　隆　司

１　処 分 件 名　　令和６年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予算（補正第５回）

２　処分年月日　　令和７年３月１２日

議案第１３号

鳥取県西部広域行政管理組合職員等の旅費に関する条例の制定について

次のとおり鳥取県西部広域行政管理組合職員等の旅費に関する条例を制定することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条において準用する同法第９６条第１項第１号の規定により、議会の議決を求める。

令和７年８月２２日提出

鳥取県西部広域行政管理組合

管理者　米子市長　伊　木　隆　司

鳥取県西部広域行政管理組合職員等の旅費に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条の規定により準用する同法第２０３条第４項、第２０３条の２第５項及び第２０４条第３項の規定に基づき、本組合の職員及び本組合の職員以外の者が公務のために旅行する場合に支給する費用弁償及び旅費（以下「旅費」と総称する。）の額並びにその支給方法について定めるものとする。

（米子市職員等の旅費に関する条例の準用）

第２条　次の各号に掲げる本組合の特別職の職員に対する旅費の支給については、当該各号に掲げる者に該当するものとして、米子市職員等の旅費に関する条例（平成１７年米子市条例第５１号）の規定（第１条を除き、同条例の一部改正について制定された条例に定められた当該一部改正に係る経過措置に関する規定を含む。以下「米子市旅費条例の規定」という。）を準用する。

⑴　議会の議員、監査委員並びに管理者及び副管理者　米子市職員等の旅費に関する条例第２条第２号に規定する特別職の職員

⑵　地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第３条第３項に掲げる職にある本組合の職員のうち、前号に掲げる者以外のもの　米子市職員等の旅費に関する条例第２条第３号に規定するその他の特別職の職員

２　本組合の一般職の職員及び本組合の職員以外の者に対する旅費の支給については、米子市職員等の旅費に関する条例第２条第４号に規定する一般職の職員又は同条例第３条第１項第３号に掲げる者に該当するものとして、米子市旅費条例の規定を準用する。

３　前２項の場合において、米子市旅費条例の規定中単に「市」とあるのは「組合」と、「本市」とあるのは「本組合」と、「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる米子市旅費条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第18条の見出し	隣接市外地等	隣接圏域外地等
第18条	隣接市外地	隣接する圏域（本組合を組織する市町村の区域をいう。以下この条において同じ。）外地
	市内	圏域内

附　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（鳥取県西部広域行政管理組合特別職の職員の旅費に関する条例及び鳥取県西部広域行政管理組合一般職の職員等の旅費に関する条例の廃止）

2　次に掲げる条例は、廃止する。

⑴　鳥取県西部広域行政管理組合特別職の職員の旅費に関する条例（昭和４７年８月鳥取県西部広域行政管理組合条例第８号）

⑵　鳥取県西部広域行政管理組合一般職の職員等の旅費に関する条例（平成２年１０月鳥取県西部広域行政管理組合条例第５号）

（鳥取県西部広域行政管理組合特別職の職員の旅費に関する条例及び鳥取県西部広域行政管理組合一般職の職員等の旅費に関する条例の廃止に伴う経過措置）

3　この条例の施行前に前項第１号の規定による廃止前の鳥取県西部広域行政管理組合特別職の職員の旅費に関する条例及び同項第２号の規定による廃止前の鳥取県西部広域行政管理組合一般職の職員等の旅費に関する条例（以下これらの条例を「旧条例」という。）により準用する米子市旅費条例の規定（米子市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例（令和７年米子市条例第６号）による改正前の米子市旅費条例の規定を含む。）により発せられた旅行命令又は旅行依頼による旅行に係る旅費の額及びその支給方法については、旧条例は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

（鳥取県西部広域行政管理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

4　鳥取県西部広域行政管理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年鳥取県西部広域行政管理組合条例第６号）の一部

を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改　　正　　後	改　　正　　前
（会計年度任用短時間勤務職員の通勤に係る費用弁償） 第28条　［省略］ ２　前項の通勤に係る費用弁償の額、支給日、返納及び支給単位期間については、給与条例第17条第２項から第９項までの規定の例による。 （会計年度任用短時間勤務職員の公務のための旅行に係る費用弁償） 第29条　［省略］ ２　前項の旅行に係る費用弁償の額は、鳥取県西部広域行政管理組合職員等の旅費に関する条例（令和７年鳥取県西部広域行政管理組合条例第　号）第２条第２項及び第３項の規定により読み替えて準用する米子市職員等の旅費に関する条例（平成17年米子市条例第51号）（以下「準用米子市旅費条例」という。）第２条第４号に規定する一般職の職員に対し支給する旅費の例により、準用米子市旅費条例に定めるところによる。	（会計年度任用短時間勤務職員の通勤に係る費用弁償） 第28条　［省略］ ２　前項の通勤に係る費用弁償の額、支給日、返納及び支給単位期間については、給与条例第17条第２項から第８項までの規定の例による。 （会計年度任用短時間勤務職員の公務のための旅行に係る費用弁償） 第29条　［省略］ ２　前項の旅行に係る費用弁償の額は、鳥取県西部広域行政管理組合一般職の職員等の旅費に関する条例（平成２年鳥取県西部広域行政管理組合条例第５号）の規定により準用する米子市職員等の旅費に関する条例（平成17年米子市条例第51号）別表第２の規定の例による。
備考　表中の［　］の記載は、注記である。	

議案第１４号

鳥取県西部広域行政管理組合一般職の職員の特殊勤務手当に
関する条例の一部を改正する条例の制定について

次のとおり鳥取県西部広域行政管理組合一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条において準用する同法第９６条第１項第１号の規定により、議会の議決を求める。

令和７年８月２２日提出

鳥取県西部広域行政管理組合
管理者　米子市長　伊　木　隆　司

鳥取県西部広域行政管理組合一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県西部広域行政管理組合一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（平成３年鳥取県西部広域行政管理組合条例第７号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改　　正　　後	改　　正　　前
鳥取県西部広域行政管理組合職員の特殊勤務手当に関する条例	鳥取県西部広域行政管理組合一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例
（趣旨） 第１条　この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第５項及び鳥取県西部広域行政管理組合一般職の職員の給与等に関する条例（昭和47年鳥取県西部広域行政管理組合条例第６号）第１号の規定により準用する米子市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年米子市条例第48号）（以下この条において「準用米子市給与条例」という。）第19条第２項の規定に基づき、準用米子市給与条例第19条第１項の規定により支給する特殊勤務手当の種類並びにその支給を受ける職員の範囲及び当該職員に支給する特殊勤務手当の額並びに特殊勤務手当の支給方法について定めるものとする。	（趣旨） 第１条　この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第５項の規定に基づき、一般職の職員の特殊勤務手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。
（特殊勤務手当の種類等） 第２条　特殊勤務手当の種類並びにその支給を受ける職員の範囲及び当該職員に支給する特殊勤務手当の額は、別表のとおりとする。	（特殊勤務手当） 第２条　一般職の職員が特殊の勤務に従事し、その勤務に対する給与について特別の考慮をする必要があると認められる場合においては、その勤務の特殊性に応じ、特殊勤務手当（以下「手当」という。）を支給する。 ２　手当の種類、支給を受ける者の範囲等及び支給額は、別表のとおりとする。
（併給禁止） 第３条　同一の事案において２以上の特殊勤務手当（防疫等作業手当	（支給方法） 第３条　手当の支給方法については、米子市職員の特殊勤務手当に関

及び災害応急作業等手当を除く。以下この条において同じ。）の支給の対象となる業務に従事した場合は、当該従事した業務について支給する特殊勤務手当のうち、その額が最も高いもの（その額が同一の場合には、当該業務の内容を勘案し、該当する特殊勤務手当のいずれか一の特殊勤務手当）のみを支給するものとする。

（支給方法）

第４条　特殊勤務手当は、月の初日から末日までを計算期間とし、その月分を翌月の給料の支給日に支給する。

（委任）

第５条　この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附　則

［削除］

（防疫等作業手当の特例）

２　職員が、特定新型インフルエンザ等（特定インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第２条第１号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第15条第１項に規定する政府対策本部が設置されたもの（管理者が定めるものに限る。）をいう。）から住民の生命及び健康を保護するために行われた措置（次項において単に「措置」という。）に係る作業であって管理者が定めるもの（次項において単に「業務」という。）に従事したときは、防疫等作業手当を支給する。この場合におい

する条例（平成17年米子市条例第240号）の規定を準用する。

（併給禁止）

第４条　職員が同一の事案において別表第１項第１号から第６号までに掲げる２以上の勤務に従事した場合は、その従事した勤務に係る手当の支給額のうち、額が最も高いもの（その額が同額の場合にあっては、その手当のいずれか１の手当）のみを支給するものとする。

［新設］

附　則

（鳥取県西部広域行政管理組合一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正）

［新設］

２　鳥取県西部広域行政管理組合一般職の職員の給与等に関する条例（昭和47年鳥取県西部広域行政管理組合条例第６号）の一部を次のように改正する。

第１条中第２号を削り、第３号を第２号とし、第４号から第11号までを１号ずつ繰り上げる。

て、別表の防疫等作業手当の項の規定は、適用しない。

３　前項の規定により支給する防疫等作業務手当の額は、当該業務に従事した日１日につき1,500円（緊急に行われた措置に係る作業であって、心身に著しい負担を与えるものと管理者が認めるものに従事した場合には、4,000円）を超えない範囲内において管理者が定める額とする。

［削除］

［削除］

［削除］

（鳥取県西部広域行政管理組合消防職員の給与の特例に関する条例の一部改正）

３　鳥取県西部広域行政管理組合消防職員の給与の特例に関する条例（昭和51年鳥取県西部広域行政管理組合条例第15号）の一部を次のように改正する。

第５条を次のように改める。

第５条　削除

（経過措置）

４　附則第２項の規定による改正前の鳥取県西部広域行政管理組合一般職の職員の給与等に関する条例第１条第２号の規定（以下「旧給与条例の規定」という。）及び前項の規定による改正前の鳥取県西部広域行政管理組合消防職員の給与の特例に関する条例第５条の規定（以下「旧消防給与条例の規定」という。）に基づきこの条例の施行の日前に支給事由の生じた手当については、旧給与条例の規定及び旧消防給与条例の規定は，同日以後においても，なおその効力を有するものとする。

（新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対応するための消防業務に従事する職員の手当の特例）

５　職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和２年政令第11号）第１条に規定するものをいう。以下同じ）から住民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る感染の危険を伴う業務であって管理者が定めるものに従事したときは、消防業務に従事する職員の手当を支給する。この場合において、別表第１項第７号の規定は適用しない。

６　前項の手当の額は職員が従事した１勤務につき3,000円（新型コ

ロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う業務その他管理者がこれに準ずると認める業務に従事した場合にあっては、4,000円）とする。

別表（第２条関係）

種類	支給を受ける者の範囲等	支給額
消防業務に従事する職員の手当	⑴　職員が救急救命業務に従事し、患者を搬送したとき。	搬送１回につき　400円
	⑵　職員が救急業務に従事し、患者を搬送したとき。	搬送１回につき　250円
	⑶　消防局長が指定する職員が災害現場（訓練の場合を含む。）に出場し、はしご消防自動車のはしごに登はんしたとき。	出場１回につき　300円
	⑷　職員が災害現場に出場し、救助活動をしたとき。	出場１回につき　250円
	⑸　職員が災害現場（訓練の場合を含む。）に出場し、潜水器具を着用して潜水作業に従事したとき。	出場１回につき　500円
	⑹　職員が道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第13条に規定する緊急自動車を機関員として運転したとき。	出場１回につき　250円
	⑺　災害現場等に出場した職員又は救急業務等に従事した職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第６条第２項から第４項まで並びに第７項から第９項までに規定する感染症の患者に接触する業務に従事したとき。	従事した１勤務につき1,000円

別表（第２条関係）

種類	支給を受ける職員の範囲	支給する額
救急救命搬送業務手当	救急救命業務に従事し、患者を搬送した職員	搬送１回につき　400円
救急搬送業務手当	救急業務に従事し、患者を搬送した職員	搬送１回につき　250円
災害救助業務手当	災害現場に出動し、救助活動をした職員	出動１回につき　250円
はしご登はん業務手当	災害現場（訓練の場合を含む。）に出動し、はしご消防自動車のはしごに登はんした職員（消防局長が指定するものに限る。）	出動１回につき　300円
潜水救助業務手当	災害現場（訓練の場合を含む。）に出動し、潜水器具を着用して潜水作業に従事した職員	出動１回につき　500円
緊急自動車運転業務手当	道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第１項に規定する緊急自動車を機関員として運転した職員	出動１回につき　250円
防疫等作業手当	災害現場等に出動し、又は救急業務等に従事した職員であって、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第６条第２項から第４項まで及び第７項から第９項までに規定する感染症の患者に接触する業務に従事したもの	従事した日１日につき　1,000円
災害応急作業等手当	消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第１項に規定する緊急消防援助隊として災害発生市町村（同法第44条第１項に規定する災害発生市町村をいう。）に出動し、消防の応援等（同法第44条第１項に規定する消防の応援等をいう。以下同じ。）に従事した職員	従事した日１日につき　1,080円

備考　消防の応援等への従事が次の各号に掲げる場合における災害応急作業等手当の額は、この表の災害応急作業等手当の項の支給する額の欄に定める額に、その額に当該各号に定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。

⑴　日没時から日出時までの間に従事したとき。　100分の50

⑵　災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）その他の法令等に基づき設定され、立入禁止、退去命令等の措置がなされた区域内（当該区域の設定又は拡大がなされた場合において、その設定又は拡大がなされた時までの間における当該区域と同一の区域を含む。）で従事したとき。　100分の100	
備考　表中の［　］の記載は、注記である。	

附　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の鳥取県西部広域行政管理組合職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第４条の規定は、この条例の施行の日の属する月（以下「施行月」という。）の初日以降に従事した特殊勤務手当の支給の対象となる業務に係る当該特殊勤務手当の支給について適用し、施行月の前月の末日までに従事した特殊勤務手当の支給の対象となる業務に係る当該特殊勤務手当の支給については、なお従前の例による。

3　改正後の条例附則第２項及び第３項の規定は、この条例の施行前に改正後の条例附則第２項に規定する業務に従事した職員についても適用する。この場合において、施行月の前月の末日までに従事した当該業務に係る防疫等作業手当は、施行月の翌月の給料の支給日に支給するものとする。

4　改正後の条例別表の災害応急作業等手当の項及び備考の規定は、この条例の施行の際現に緊急消防援助隊（消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第４５条第１項に規定する緊急消防援助隊をいう。以下この項において同じ。）として災害発生市町村（同法第４４条第１項に規定する災害発生市町村をいう。以下この項において同じ。）に出動し、消防の応援等（同法第４４条第１項に規定する消防の応援等をいう。以下この項において同じ。）に従事している職員についても適用する。この場合において、施行月の前月の末日までに緊急消防援助隊として災害発生市町村において従事した消防の応援等に係る災害応急作業等手当は、施行月の翌月の給料の支給日に支給するものとする。

（鳥取県西部広域行政管理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

5　鳥取県西部広域行政管理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年鳥取県西部広域行政管理組合条例第６号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改　　正　　後	改　　正　　前
（会計年度任用短時間勤務職員の特殊勤務に係る報酬） 第20条　鳥取県西部広域行政管理組合職員の特殊勤務手当に関する条例（平成３年鳥取県西部広域行政管理組合条例第７号）別表に規定する特殊勤務手当の支給の対象となる業務（同条例附則第２項に規定する業務を含む。）に従事した会計年度任用短時間勤務職員には、同条例の規定の例により計算して得た額の報酬を、特殊勤務に係る報酬として支給する。	（会計年度任用短時間勤務職員の特殊勤務に係る報酬） 第20条　鳥取県西部広域行政管理組合一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（平成３年鳥取県西部広域行政管理組合条例第７号）第２条第１項の勤務に従事した会計年度任用短時間勤務職員には、同条例の規定の例により計算して得た額の報酬を、特殊勤務に係る報酬として支給する。

議案第１５号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条において準用する同法第９６条第１項第５号の規定により、議会の議決を求める。

令和７年８月２２日提出

鳥取県西部広域行政管理組合

管理者　米子市長　伊　木　隆　司

工事の名称	旧灰溶融施設（エコスラグセンター）解体撤去工事
工事の場所	鳥取県西伯郡伯耆町岸本４８９番地１
契約金額	９１３，０００，０００円
契約の相手方	旧灰溶融施設（エコスラグセンター）解体撤去工事東亜建設工業・金田工務店・津田建築特定建設工事共同企業体 代表者　広島市中区立町２番２３号 東亜建設工業株式会社中国支店 支店長　城　村　真　哉
契約の方法	公募型指名競争入札

議案第１６号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条において準用する同法第９６条第１項第８号の規定により、議会の議決を求める。

令和７年８月２２日提出

鳥取県西部広域行政管理組合

管理者　米子市長　伊　木　隆　司

１　財産の表示

種　　類		数　量
動　産	災害対応特殊化学消防ポンプ自動車	１台

２　取得の目的　　第８次消防力等整備５ヶ年計画に基づき、境港消防署に配備するため取得する。

３　取得価額　　８６，４６０，０００円

４　相手方　　倉吉市越中町１７４０番地８

有限会社岩谷ポンプ

代表取締役　福　田　和　章

５　契約の方法　　参加希望型指名競争入札

議案第１７号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条において準用する同法第９６条第１項第８号の規定により、議会の議決を求める。

令和７年８月２２日提出

鳥取県西部広域行政管理組合

管理者　米子市長　伊　木　隆　司

１　財産の表示

種　　類		数　量
動　産	救助工作車（Ⅱ型）	１台

２　取得の目的　　第８次消防力等整備５ヶ年計画に基づき、境港消防署に配備するため取得する。

３　取得価額　　１８０，４００，０００円

４　相手方　　鳥取市古海３５６番地１

株式会社吉谷機械製作所

取締役社長　吉　谷　勇一郎

５　契約の方法　　参加希望型指名競争入札

専　決　処　分　書

令和6年度鳥取県西部広域行政管理組合補正予算書

専　　決　　処　　分　　書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条において準用する同法第１７９条第１項の規定により、令和６年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予算について、次のとおり専決処分する。

令和７年３月１２日

鳥取県西部広域行政管理組合
管理者　米子市長　伊木隆司

令和６年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予算（補正第５回）

令和６年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予算（補正第５回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２，４０５千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５，１９２，３６６千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

第１表　　歳入歳出予算補正

歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
6　繰入金		222,510	2,405	224,915
	1　基金繰入金	222,510	2,405	224,915
歳　入　合　計		5,189,961	2,405	5,192,366

歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
5　消防費		3,139,851	2,405	3,142,256
	1　消防費	3,139,851	2,405	3,142,256
歳　出　合　計		5,189,961	2,405	5,192,366

令　和　6　年　度

補　正　予　算　に　関　す　る　説　明　書

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1　総　括

（歳　入）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
6　繰入金	222,510	2,405	224,915
歳　入　合　計	5,189,961	2,405	5,192,366

（歳　出）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5　消防費	3,139,851	2,405	3,142,256	－	－	2,405	－
歳　出　合　計	5,189,961	2,405	5,192,366	－	－	2,405	－

2　歳　入

（款）　6　繰入金　　（項）　1　基金繰入金　　（単位：千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　　分	金　　額	
1　退職積立基金繰入金	222,510	2,405	224,915	1　退職積立基金繰入金	2,405	退職積立基金繰入金
計	222,510	2,405	224,915			

3　歳　出

（款）　5　消防費　　（項）　1　消防費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳				節		説　　明
				特定財源			一般財源			
				国庫支出金	地方債	その他		区　　分	金　　額	
1　常備消防費	2,943,059	2,405	2,945,464	－	－	2,405	－	3　職員手当等	2,405	消防局人件費　2,405
	3,139,851	2,405	3,142,256	－	－	2,405	－			

給 与 費 明 細 書

1　特別職

区分		職員数 (人)	給与費 報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 年間支給率 (千円) (月分)	地域手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	その他の手当 (千円)	計 (千円)	共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
補正後	長　等	10	523	－	－	－	－	－	523	－	523	
	議　員	16	564	－	－	－	－	－	564	－	564	
	その他の特別職	123	20,747	－	－	－	－	－	20,747	－	20,747	
	計	149	21,834	－	－	－	－	－	21,834	－	21,834	
補正前	長　等	10	523	－	－	－	－	－	523	－	523	
	議　員	16	564	－	－	－	－	－	564	－	564	
	その他の特別職	123	20,747	－	－	－	－	－	20,747	－	20,747	
	計	149	21,834	－	－	－	－	－	21,834	－	21,834	
比較	長　等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	議　員	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	その他の特別職	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	

2　一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費 報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)	共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
補正後	(25) 324	41,049	1,202,092	965,769	2,208,910	412,058	2,620,968	
補正前	(26) 325	41,049	1,202,092	963,364	2,206,505	412,058	2,618,563	
比較	(△1) △1	0	0	2,405	2,405	0	2,405	

※（　）内は、短時間勤務職員(外書き)

	区分	管理職手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	扶養手当 (千円)
職員手当の内訳	補正後	16,905	90,390	17,475	12,462	80	47,682
	補正前	16,905	90,390	17,475	12,462	80	47,682
	比較	－	－	－	－	－	－
	区分	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当 (千円)
	補正後	22,020	29,769	744	277,215	226,112	224,915
	補正前	22,020	29,769	744	277,215	226,112	222,510
	比較	－	－	－	－	－	2,405

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区　分	増減額 （千円）	増減事由別内訳 （千円）		説　　明 （千円）	備　　考
給　料	－	給与改定に伴う増減分	－		
		その他の減額分	－		
職員手当等	2,405	給与改定に伴う増減分	－		
		その他の増減分	2,405	退職手当　2,405	退職者の増

条例	２件
予算	１件
単行議案	３件
計	６件

令和７年８月鳥取県西部広域行政管理組合議会臨時会議案概要

（令和７年８月２２日）

議案番号	案　　件	主管課	説　　明
議　案 第１２号	専決処分について（令和６年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予算（補正第５回））	事務局 総務課	処分年月日　令和７年３月12日 「専決処分書（令和６年度鳥取県西部広域行政管理組合補正予算書）」 「令和６年度一般会計補正予算（補正第５回）概要」のとおり
議　案 第１３号	鳥取県西部広域行政管理組合職員等の旅費に関する条例の制定について	事務局 総務課	本組合の職員等について準用している米子市職員等の旅費に関する条例が一部改正されたことを踏まえ、本組合の職員等の旅費に関する条例の見直しを行い、新たな条例を制定するもの 〔主な制定内容〕 １　趣旨 この条例は、本組合の職員及び本組合の職員以外の者が公務のために旅行する場合に支給する費用弁償及び旅費（以下「旅費」と総称する。）の額並びにその支給方法について定めることとする。（第１条関係） ２　米子市職員等の旅費に関する条例の準用 次の各号に掲げる者の旅費の支給については、それぞれの者に相当する米子市職員等の旅費に関する条例に規定する者に該当するものとして、同条例の規定を準用することとする。（第２条第１項及び第２項関係） ⑴　議会の議員、監査委員並びに管理者及び副管理者 ⑵　地方公務員法第３条第３項に掲げる職にある本組合の職員のうち、⑴に掲げる者以外のもの ⑶　一般職の職員及び本組合の職員以外の者 ３　米子市職員等の旅費に関する条例の準用における読替え

			上記２による米子市職員等の旅費に関する条例の準用における同条例の字句の読替えについて定めることとする。（第２条第３項関係） ４　特別職の職員の旅費に関する条例及び一般職の職員等の旅費に関する条例の廃止 次に掲げる条例は、廃止することとする。（附則第２項関係） ⑴　鳥取県西部広域行政管理組合特別職の職員の旅費に関する条例 ⑵　鳥取県西部広域行政管理組合一般職の職員等の旅費に関する条例 〔施行期日〕 公布の日
議　案 第１４号	鳥取県西部広域行政管理組合一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	事務局 総務課	人事院規則の一部改正により国家公務員について防疫等の作業に係る手当の整理がされたこと、並びに国家公務員及び警察職員について大規模災害時における救助活動等に対し相応の手当が支給されていることに鑑み、本組合の職員が防疫等の作業に従事した場合に支給する特殊勤務手当の整理を行うとともに、緊急消防援助隊として出動した本組合の職員に対して支給する特殊勤務手当を新設するほか、所要の整備を行うもの 〔主な改正内容〕 １　防疫等の作業に係る特殊勤務手当の整理 ⑴　新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対応するための消防業務に従事する職員に対し支給することとされていた特殊勤務手当を廃止することとする。（附則第５項及び第６項関係） ⑵　特定新型インフルエンザ等から住民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって管理者が定めるもの（⑶及び⑷において単に「業務」という。）に従事した職員に対し、防疫等作業手当を支給することとする。（附則第２項関係） ⑶　⑵の防疫等作業手当の額は、業務に従事した日１日につき1,500円（緊急に行われた措置に係る作業であって、心身に著しい負担を与えるものと管理者が定める

			ものに従事した場合には、4,000円）を超えない範囲内において管理者が定める額とすることとする。（附則第３項関係） ⑷　この条例の施行前に業務に従事した職員に対しても、⑵の防疫等作業手当を支給することとする。（改正条例附則第３項関係） ２　災害応急作業等手当の新設 ⑴　緊急消防援助隊として災害が発生した市町村に出動し、消防の応援等に従事した職員に対し、災害応急作業等手当を支給することとする。（改正後別表の災害応急作業等手当の項関係） ⑵　災害応急作業等手当の額は、消防の応援等に従事した日１日につき1,080円とすることとする。（改正後別表の災害応急作業等手当の項関係） ⑶　消防の応援等への従事が次のア又はイに掲げる場合における災害応急作業等手当の額は、⑵の額に当該ア又はイに定める割合を乗じて得た額を加算した額とすることとする。（改正後別表備考関係） ア　日没時から日出時までの間に従事したとき。　100分の50 イ　災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法その他の法令に基づき、立入禁止、退去命令等の措置がとられた区域内で従事したとき。　100分の100 ⑷　消防の応援等において、本条例に定める他の特殊勤務手当の支給の対象となる業務に従事した場合には、当該他の特殊勤務手当（防疫等作業手当以外の特殊勤務手当については、そのうちのいずれか）も併せて支給を受けることができることとする。（改正後第３条関係） ⑸　この条例の施行の際現に消防の応援等に従事している職員に対しても、災害応急作業等手当を支給することとする。（改正条例附則第４項関係） ３　感染症の患者に接触する業務への従事に係る特殊勤務手当の支給単位の見直し 支給単位について、その明確化を図るた

			め、「従事した１勤務」から「従事した日１日」に改めることとする。（改正後別表の防疫等作業手当の項関係） ４　題名の改正及びその他所要の整備を行うこととする。 〔施行期日〕 公布の日
議　　案 第１５号	工事請負契約の締結について	事務局 総務課	次のとおり工事請負契約を締結するもの 工事の名称 旧灰溶融施設（エコスラグセンター）解体撤去工事 契約の相手方 旧灰溶融施設（エコスラグセンター）解体撤去工事東亜建設工業・金田工務店・津田建築特定建設工事共同企業体 代表者 広島市中区立町２番23号 東亜建設工業株式会社中国支店 契約金額 ９億1300万円 工事の概要 稼働停止した旧灰溶融施設（エコスラグセンター）の解体撤去工事 契約方法 公募型指名競争入札
議　　案 第１６号	財産の取得について	消防局 警防課	消防体制の強化充実を図るため「第８次消防力等整備５ヶ年計画」に基づき、老朽化した境港消防署災害対応特殊化学消防ポンプ自動車を美保飛行場周辺消防施設整備助成事業で更新することについて、次により財産の取得（購入）をするもの 取得財産 災害対応特殊化学消防ポンプ自動車　１台 取得価格 8646万円 相手方 倉吉市越中町1740番地８ 有限会社岩谷ポンプ 代表取締役　福　田　和　章 契約の方法 参加希望型指名競争入札
議　　案	財産の取得について	消防局	消防体制の強化充実を図るため「第８次消防

第１７号		警防課	力等整備５ヶ年計画」に基づき、老朽化した境港消防署救助工作車（Ⅱ型）を緊急消防援助隊設備整備費補助金で更新することについて、次により財産の取得（購入）するもの 取得財産 救助工作車（Ⅱ型）　１台 取得価格 １億8040万円 相手方 鳥取市古海356番地１ 株式会社吉谷機械製作所 取締役社長　吉　谷　勇一郎 契約方法 参加希望型指名競争入札

議案第１２号
補正予算概要

令和６年度一般会計補正予算（補正第５回）概要

１　専決処分年月日　　令和７年３月１２日

２　対　象　事　業　　消防局人件費

３　専決処分の理由

令和７年３月１２日付で、職員１名が自己都合により退職したことに伴い退職手当を支給する必要が生じたが、その支給に係る補正予算措置について議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第１７９条第１項の規定により、専決処分を行ったもの。

４　歳入歳出予算の補正

● 第５回補正額　　２４０万５千円

補正後の予算額　　５１億９２３６万６千円

● 市町村負担金補正額　　増減なし

※　財源が、全額退職積立基金からの繰入金となるため、市町村負担金の補正はない。

５　補正の内容

⑴　歳入

退職積立基金からの繰入による増額　　2,405 千円

⑵　歳出

退職手当の増額　　2,405 千円

６　補正予算額

【歳入】

（款）6　繰入金　　（項）1 基金繰入金　　（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	節		説　　明
				区分	金額	
1 退職積立基金繰入金	222,510	2,405	224,915	1 退職積立基金繰入金	2,405	退職積立基金繰入金
計	222,510	2,405	224,915			

【歳出】

（款）5 消防費　　（項）1 消防費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説　　明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 常備消防費	2,943,059	2,405	2,945,464	2,405		3 職員手当等	2,405	消防局人件費　2,405 ・退職手当　2,405
2 消防施設費	196,792	―	196,792					
計	3,139,851	2,405	3,142,256					

議案第１５号
参考資料①
事務局総務課

公募型

工事 入札執行(指名通知)表

入札担当課　　事務局総務課

件　　名	旧灰溶融施設(エコスラグセンター)解体撤去工事		工事場所	鳥取県西伯郡伯耆町岸本489番地1
			工　　期	契約締結日～令和9年2月26日
入札方式	公募型指名競争入札			
入札執行	日　　時	令和7年7月23日　午前10時	場　　所	鳥取県米子市淀江町西原1129番地1　米子市淀江支所2階　第2会議室

入札業者名(指名業者名)	入札金額(単位:円) 第1回	契約金額 (単位:円)	摘要
旧灰溶融施設(エコスラグセンター)解体撤去工事　東亜建設工業・金田工務店・津田建築　特定建設工事共同企業体	830,000,000	913,000,000	落　札

予　定　価　格	923,120,000円	事業担当課　　事務局総務課
入札書比較価格	839,200,000円	
最低制限価格		
指　名　理　由	鳥取県西部広域行政管理組合公募型指名競争入札実施要領に基づき、入札参加条件を満たした参加申込者の中から指名したもの。	

議案第１５号
参考資料②
事務局総務課

工事請負契約締結（旧灰溶融施設（エコスラグセンター）解体撤去工事）の内容について

１　工事に至る経緯等

旧灰溶融施設（エコスラグセンター）は、平成 16 年度に供用を開始し、平成 27 年度に稼働を停止した。その後、稼働停止後の施設の活用策について、調査・検討した結果、活用の可能性が確認されなかったことから、施設を解体撤去し、更地化することとしたもの。

〈解体撤去範囲〉

〈建物構造等〉

名称	構造	延べ床面積
管理棟	ＲＣ造２階建	997.10 ㎡
工場棟	Ｓ造（一部ＲＣ造）５階建	7910.92 ㎡
計量棟	Ｓ造平屋建	33.47 ㎡
スラグ貯留棟	Ｓ造平屋建	1102.00 ㎡
車庫棟	Ｓ造平屋建	91.25 ㎡
タイヤ洗浄棟	Ｓ造平屋建	50.00 ㎡
洗車棟	Ｓ造平屋建	50.00 ㎡

２　工事における主な周辺環境対策

⑴　振動・騒音対策

・低騒音型の建設機械を使用

・施設の設置にあたって伯耆町と締結した公害防止協定及び関係法令に基づく、騒音・振動の規制基準を遵守

⑵　粉じん対策

・外部をシートやパネル等により養生し、散水により、解体工事に伴う粉じんの発生を抑制

⑶　ダイオキシン類・石綿の飛散防止対策

・工場棟及び煙突を管理区域に設定し、管理区域内を密閉・負圧化した上で、付着したダイオキシン類・石綿を除染・除去

・ダイオキシン類等に汚染された空気及び粉じん等は、HEPA フィルター、チャコールフィルター等により処理した上で大気に排出

・汚染水や処理水は、排水処理設備により処理（河川等への放流なし）

３　工事の概略スケジュール

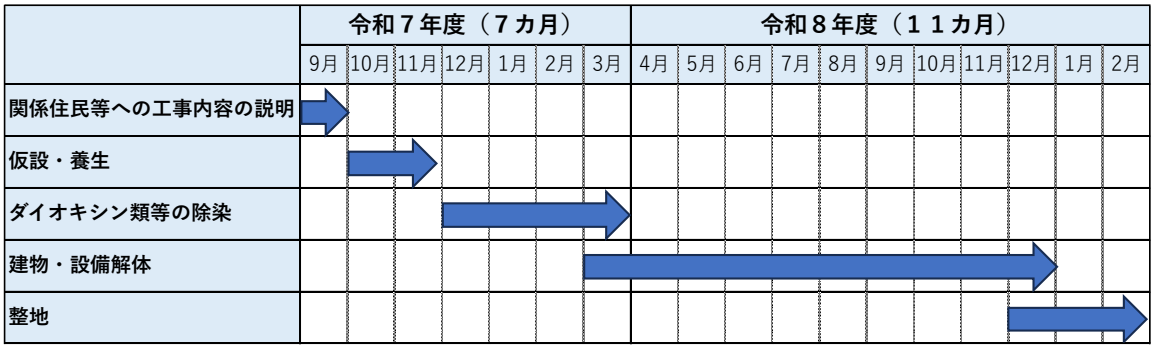

［参考］　工期　　令和７年８月２２日から令和９年２月２６日まで（約１８ヶ月）
契約金額　913,000,000 円
（各年度の支払限度額）令和７年度：283,030,000 円
令和８年度：629,970,000 円

議案第１６号
参　考　資　料
消防局警防課

広消21

物品・役務 入札執行（指名通知）表

入札担当課　　事務局総務課

件　　名	災害対応特殊化学消防ポンプ自動車の納入		納入場所	鳥取県西部広域行政管理組合 消防局
			納入期限	令和8年3月31日
入札方式	参加希望型指名競争入札			
入札執行	日　　時	令和7年5月27日　午前9時	場　　所	鳥取県米子市淀江町西原1129番地1　米子市淀江支所2階　第2会議室

入札業者名（指名業者名）	入札金額（単位：円）			契約金額（単位：円）	摘要
	第1回	第2回			
有限会社岩谷ポンプ	78,600,000			86,460,000	落札
株式会社吉谷機械製作所	83,000,000				
株式会社吉備総合電設米子営業所	辞退				

予　定　価　格		事業担当課	消防局警防課
入札書比較価格			
最低制限価格			
指　名　理　由	鳥取県西部広域行政管理組合参加希望型指名競争入札実施要領に基づき、入札参加条件を満たした参加申込者の中から指名したもの。		

議案第１７号
参考資料
消防局警防課

広消31

物品・役務 入札執行（指名通知）表

入札担当課　　事務局総務課

件　　名	救助工作車（Ⅱ型）の納入		納入場所	鳥取県西部広域行政管理組合 消防局
			納入期限	令和8年3月31日
入札方式	参加希望型指名競争入札			
入札執行	日　　時	令和7年6月24日　午前10時	場　　所	鳥取県米子市淀江町西原1129番地1　米子市淀江支所2階　第2会議室

入札業者名（指名業者名）	入札金額（単位：円）			契約金額（単位：円）	摘要
	第1回	第2回			
株式会社吉谷機械製作所	164,000,000			180,400,000	落札
有限会社岩谷ポンプ	174,000,000				

予　定　価　格		事業担当課	消防局警防課
入札書比較価格			
最低制限価格			
指　名　理　由	鳥取県西部広域行政管理組合参加希望型指名競争入札実施要領に基づき、入札参加条件を満たした参加申込者の中から指名したもの。		